

# こころをつなぐまちづくり

人権シリーズ vol.37



## 知ってるつもり

### 江戸の身分社会

学校の歴史教育で学んだ(学んだと錯覚している)「士農工商」と、江戸時代の書物などに書かれているものとは若干意味が違っています。

ここで「学んだと錯覚している」と言ったのは、昭和47年の中学校の社会科の教科書には『士農工商というきびしい身分制度をつくった。士(武士)と農(百姓)・工(職人)・商(商人)の間には、はっきり上下の差別がつけられ、』と書かれていて、「武士」の支配下にあった並列関係の「百姓・職人・商人」がいたことを説明しているのに、「武士」の下に「百姓」その下に「職人」さらにその下に「商人」が位置付けられていたと錯覚していたことに気付いたわけです。

「士農工商」は本来、『全ての国民は、いずれかの職業(士農工商)に就きなさい。そして、税金(年貢)を払いなさい』と命令したものでした。というのも、現代のような細かな「税制度」が確立していなかったため税金(年貢)の徴収が困難な「非人」や「遊民」が増加することを避けたかったため



だと考えられます。

江戸時代初期、「役者」という職業は認められておらず、歌舞伎の演者は「非人」として扱われました。そのため、彼らは「非人」としての扱いをされないように「屋号」を掲げ商売しているように装っていたようで、そのときの店の名前が今も残る役者さんの「成田屋」(市川團十郎、海老蔵)、「萬屋」(中村錦之助)や「大和屋」(坂東玉三郎)などの起源といわれています。

また、「噺家」(落語家)なども同様に他に商売を持っていました。江戸時代後期になると「役者」の認知度も上がり、職業として認められるようになり差別されないようになりましたが、天保の改革では生活が派手だという理由で江戸を追放された歌舞伎役者(7代目市川團十郎ほか)もいました。

また、江戸時代はそれぞれの身分は厳格で職業を変えることはできないように思いがちですが、仇討ちの旅の途中で「非人」仲間

なったりするが、最後には見事仇討ちを果たし「武士」に戻り、メダシメダシなどという芝居もあります。

当時、家督の相続は長男と決まっていたので、次男坊以下は家から出るのが普通でした。百姓の次男坊以下は、都市に出て「商家」や「職人」に奉公や弟子入りをし、やがてそれを生業とするようになります。現代で言うならリクルートで、一番多い例です。武士の次男坊以下も当然家督を相続出来ないわけですが、幼い頃から「読み・書き・ソロバン」や礼儀作法を仕込まれているので商家への婿入りや養子縁組がよく行われていました。これも現代のスカウトと同じと考えていいでしょう。

このように、「学んで知っている」と思っていることも事実とは違うことは数多くあります。同和問題も同じように「学んで知っている」と思っていることが多いのではないのでしょうか。人権問題に無縁な人は誰一人いません。常に何かの人権問題と関わりを持っていきます。皆さんが正しい認識を持ち、人権感覚を磨き、人権のまちづくりが達成されるよう今後も情報を提供できるようにしたいと思います。

文責：生涯学習課 辻

「士農工商」 = 職業の分類 ⇒ 働く者 ≡ 「常民」 ⇔ 「非人」 = 常民に非ざる者 ≡ 「遊民」



今月の予定

● 人権ビデオ上映会 (隣保館)  
6月18日(木) 午前10時～正午  
テーマ：「障がい者」

● 同和問題学習会 (隣保館)  
6月16日(火) 午後2時～

問い合わせ 国東市隣保館 ☎0978-68-1722